

## 浦安市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 浦安市の良好な都市環境の実現に向け、都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「浦安市都市計画マスタープラン」という）を策定するため、浦安市都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、浦安市の都市計画に関する基本的な方針となる「浦安市都市計画マスタープラン」策定に係る事項について、検討及び協議する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 県職員
- (5) 市職員

2 委員の任期は、浦安市都市計画マスタープランの策定が完了するまでの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各々1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (参考意見等の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。